

学校法人会計基準の在り方について(検討用素案)

区分 論点	基本的な方向
目的	<p>・補助金の適正な配分という目的で制定された基準だが、一般社会に対する説明責任が求められているため、学校法人会計基準の目的として、外部報告という目的もあることを明確にしてはどうか。</p> <p style="margin-left: 20px;">参考: 平成17年度から改正された私立学校法47条で財務情報の公開が義務づけられ、財務情報の公開に係る書類の様式参考例が私学部長通知で発出されている。</p>
資金収支計算書 キャッシュフロー計算書	<p>・公教育を担う学校法人は学年(4月～3月)単位で活動を行っているため、財務会計上は当該年度の活動とのかかわりで資金の流れを整理する資金収支計算書が必要であり、補助金の算定・学校法人の予算管理にも利用されていることから、今後も維持してはどうか。</p> <p>・一方で、「教育研究活動」「施設等整備活動」「財務活動」等活動区分ごとの資金の流れが分からぬことが課題とされていることから、資金収支計算書に活動区分を導入してはどうか。(資料3-①参照)</p> <p style="margin-left: 20px;">参考: 経済活動が複雑化多様化している現状に鑑み、教育研究活動を維持していくための資金繰りをより明確にする観点から、その年度の純粋な現金預金の動きを表すキャッシュフロー計算書の様式を合わせて示し、情報公開用の様式として作成を推奨してはどうか。</p>
消費収支計算書等	<p>・経常的な収支と臨時的な収支が混在しており、経常的な活動での収支状況等が把握できないため、区分経理(全体を「経常収支」と「特別収支」に、「経常収支」を「事業収支」と「事業外収支」に区分)を導入してはどうか。</p> <p>・それぞれの建学の精神に基づく各学校法人の継続的な運営を可能にする観点から、基本金を組み入れた上で健全性を見る指標である消費収支差額の表示は継続してはどうか。</p> <p>・それに加え、毎期の収支バランスを判断できるよう、基本金組入れ前の帰属収入から消費支出を控除した帰属収支差額を表示してはどうか。</p> <p>・毎期の収支バランスを把握することで、施設整備計画や資金調達計画等の中長期的な財政運営に役立つ情報を表示できるのではないか。(資料3-②参照)</p>
貸借対照表	<p>・基本構造は変わらないが、細部について見直してはどうか(資料3-③参照)。</p> <p>・今後における議論の個別論点の議論を踏まえ更に検討</p>

区分 論点	基本的な方向
基本となる財産	<p>・公教育を担う学校法人として、それぞれの建学の精神に基づく各学校法人の継続的な運営を可能にする観点から、必要な校地・校舎等の基本財産を自己資本で維持するための制度として、基本金制度が取り入れられており、現在でも学校法人の健全性が維持されているかを判断するための有効な仕組みであるため、更なる明瞭性を確保しつつ基本的な考え方を維持してはどうか。</p>